

1. 会 合 名	外国証券の取引等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 29 年 4 月 10 日（月）14 時 00 分～15 時 00 分
3. 議 案	1. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）について 2. ARFP 対応に係る外国証券規則上の検討事項について
4. 主な内容	<p>1. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）について</p> <p>金融庁では、去る平成 28 年 4 月 28 日にアジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」という。）の協力覚書（以下「MOC」という。）に署名を行い、同年 6 月 30 日に MOC が発効され、ARFP 参加各国においては、本年 12 月 31 日までに ARFP についての国内制度整備を行うこととされている。</p> <p>ARFP の対象となる外国投資信託が国内に持ち込まれる場合（輸入）のルールに関連する「外国証券の取引に関する規則」の改正の本 WG での検討に先立ち、金融庁より ARFP について説明が行われた。</p> <p>2. ARFP 対応に係る外国証券規則上の検討事項について</p> <p>事務局より、ARFP の対象となる外国投資信託が国内に持ち込まれる場合（輸入）のルールに関し、「外国証券の取引に関する規則」で検討すべき事項について説明が行われた。これに関して、オブザーバーとして出席した弁護士事務所より、代理人としての実務の観点から概要以下のコメントを受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ARFP 専用の選別基準を新設することは、今後の ARFP の普及を考えたときに、実務上有効であると考える。</li> <li>・ また、「現行選別基準（一部）+ARFP ルール」の形で選別基準を新設する事務局案は、基本的に実務上ワークすると思われる。</li> <li>・ ARFP への適合状況に係る規定についても、端的に「ARFP ルールに適合していること」とし、ARFP ファンドとしての要件を事細かに規定しないほうが、実務上の負担が軽減される。また、ARFP ルールへの適合という要件の充足について、ホーム国における認可証明書の確認をもって足りることになれば、実務負担も少なく、制度普及の一助となる。</li> <li>・ 届出書等の提出タイミングも現行の実務から大きく異なるが、各ファンドの関係者において、前倒しで書類の確認を行うことで、対応可能な範囲と史料する。</li> </ul> <p>最後に、ARFP の輸出に関する検討状況について、投資信託協会より配付資料に基づき説明が行われた。</p>

	以 上
5. そ の 他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-3667-8514）